

地方揮発油譲与税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の改正について

1 現行制度の概要

地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税は、譲与額の2分の1の額を道路の延長で、他の2分の1の額を道路の面積で按分して譲与することとしており、当該道路の延長及び面積は、それぞれ道路の種類、幅員及び人口によって補正することとしている。

補正に用いる人口については、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口（以下、「公示人口」という。）を用いることとしており、市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法（平成19年法律第53号）第8条の規定により公表されている最近の国勢調査の結果による当該人口をいう。以下同じ。）を当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下同じ。）で除して得た率が1.1を超える市町村については、昼間人口から常住人口に1.1を乗じて得た人口を控除した人口の2分の1の人口を加えた人口を補正に用いることとしている。

また、東日本大震災の影響により平成27年10月1日現在で避難指示区域を含む市町村（※1）及び福島県双葉郡楡葉町（※2）（以下、「被災市町村」という。）については、平成27年国勢調査における公示人口が0又は著しく減少となったため、被災市町村の譲与額の算定に用いる公示人口については、平成28年度から平成32年度までの間、被災市町村の平成22年国勢調査に係る人口に、特例率（平成27年9月30日現在の住民基本台帳人口を平成22年9月30日現在の住民基本台帳人口で除して得た率）を乗じて得た人口（以下、「特例人口」という。）を用いることとしている。

※1：福島県南相馬市、双葉郡富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村、相馬郡飯舘村、伊達郡川俣町（ただし、川俣町については、平成27年国勢調査に係る人口の方が特例措置を講じた場合より多いことから特例の対象から除外している。）

※2：楡葉町については、調査直前（H27.9）に避難指示解除準備区域の指定が解除された（他の地域と同様に国勢調査は実施された）ものの、帰還している住民は1割程度であり、定常的な状態を捉えた調査とはいえないことから対象としている。

2 改正概要

(1) 被災市町村の譲与額の算定の見直し（揮附⑤、自附⑤）

国勢調査の結果は、公示人口については、平成28年2月に速報値が、平成28年10月に確定値が公示され、昼間人口については、平成29年6月に公表された。

現行の特例人口は、平成27年国勢調査の被災市町村の人口が避難等により適切に調査できていないことから、本来あるべき行政サービスの供給量を適切に反映させるために、被災市町村の人口の代替として用いて

いるものである。

昼間人口についても、本来あるべき行政サービスの供給量を適切に反映させるため、特例人口の算出方法を踏まえ、平成 22 年国勢調査の昼間人口に特例率を乗じた人口を代替として用いることとする。

(2) 補正に用いる人口の出典の公表時期の明確化（揮 5 条、自 5 条）

補正に用いる公示人口及び昼間人口については、前述のとおり、「最近の国勢調査の結果」による当該人口とされているところ、各譲与時期における算定で用いる国勢調査の結果の時点について、明確化されていなかった。

地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税については、譲与基準である道路の延長及び面積や補正に用いるその他の指標の基準日は、前年の 4 月 1 日現在と省令上定められており、年度単位でとらえている（揮 2 条②、自 2 条②）。

そこで、他の指標の基準日のとらえ方を踏まえ、公示人口及び昼間人口についても、年度単位ととらえ、前年度末までに公示又は公表された国勢調査のうち最近のものを用いることとすることで、「最近の国勢調査の結果」の示す内容を明確化する。

3 施行期日

(1) 平成 30 年 4 月 1 日

(2) 公布の日

※平成 29 年 11 月譲与期に間に合わせるため、11 月中に公布する必要がある。

4 経過措置

(2) については、平成 29 年 11 月以後の譲与時期に係る地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税について適用し、平成 29 年 6 月までの譲与時期に係る地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税については、なお従前の例による。

なお、(1) については、改正する条文に適用関係が明記されているため、改正省令附則において経過措置は不要。